

令和2年度第2回瑞浪市地域公共交通会議 書面協議結果

1 協議方法

瑞浪市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第6条第5項の規定により、瑞浪市地域公共交通会議の各委員に対し、書面により協議内容を通知し、書面表決書の提出を依頼した。

2 協議依頼日

令和3年1月13日

3 協議期間

令和3年1月20日まで

4 協議事項

- (1) 瑞浪市コミュニティバス運行内容変更（案）について
- (2) 瑞浪市デマンド交通運行内容変更（案）について
- (3) 地域内フィーダー系統確保維持計画事業評価について

5 協議結果

協議事項（1）～（3）のいずれも

承認 19名

不承認 0名

上記のとおり、書面による協議を実施した結果、要綱第6条第4項の規定により、半数以上の承認を得たため、協議事項は承認された。

意見

- ・コロナ禍による利用の変動は、路線の取扱いに考慮しないこと。
⇒利用者の減少がコロナ禍による一時的なものか、今後の利用者数の推移を注視するとともに原因の分析を行い、路線の再編について、総合的に判断する。
- ・バスの停留所で、待機中の乗務員がタバコを吸っていることがあると聞く。小学生が通学で利用しているので、喫煙する場合は周囲に配慮し、受動喫煙を防ぐべき。
⇒全ての方が安心して快適にコミュニティバスを利用できるよう、乗務員への指導を徹底する。